

入札監理小委員会  
第486回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第486回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年11月10日(金)14:31～15:54

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等(国土交通省)
- 港湾、空港における発注者支援業務(国土交通省)
- 情報処理システム運用管理業務((国)海上・港湾・航空技術研究所)

2. その他

<出席者>

(委員)

石堂主査、若林専門委員、早津専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

(国土交通省)

大臣官房技術調査課建設システム管理企画室 常山室長

大臣官房技術調査課 堤課長補佐

水管理・国土保全局河川環境課 宮本企画専門官

(国土交通省)

港湾局技術企画課建設企画室 魚谷室長

港湾局技術企画課 花田品質確保企画官

(国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所)

施設課 磯上課長、佐々木課長補佐

管理課 栗山課長補佐

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第486回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）、2番目に、国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項（案）、3番目に、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の「情報処理システム運用管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。実施要項（案）について、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室、常山室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○常山室長 ただいまご紹介いただきました、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長の常山と申します。8月に続いてご説明させていただきますが、よろしくお願いたします。では、座って説明をさせていただきます。

すみません。お手元にいろいろと資料がございますけれども、まず最初に、8月からこれまで、いろいろと取り組んできました概要をご説明させていただければと思います。お手元の資料A-5と書いてあります2枚とじの「委員限り」と上に書いてありますけれども、こちらで8月以来やってきましたアンケート結果について簡単にご紹介したいと思います。

まず、昨年もアンケートを行いました、この審議の中で受注している企業に聞いても、なかなか受注しない、枠を広げるといところに寄与しないのではないかというご意見をいただいております。そのため、今年のアンケートにつきましては、8月にもご説明させていただきましたけれども、特に1者応札の多い「発注者支援業務等」と言っています発注者支援業務、積算補助とかの発注者支援、公物管理、あるいは用地補償総合技術業務という3つの分類があるんですけれども、この中で、1者応札の割合が極めて高い、8割を超えています公物管理に特化したアンケートを実施しております。このアンケートの依頼の状況、334者中、回収率84%、282とありますけれども、これは公物管理補助業務をまだ受注していない、ほかの発注者支援業務等を受注したことはあっても、公物管理補助業務を受注したことの無い企業、あるいは発注者支援業務と3つの分類にありますけれども、こういったものに全くタッチしたことの無い企業にもアプローチをしまして、アンケートをいただいたところでございます。

下のほうにその結果がございます。まず、業務実績について現状のままでいいか、緩和

したほうがいいのか、厳しくしたほうがいいのか。また、隣にありますけれども、担当技術者の資格要件についても同様に聞いております。この中で、下にございますけれども、大体6割から7割については、厳しくしたほうがいい、現状のままでいいという結果が出ております。我々の分析では、そもそも、もうこの業務に興味のない、応札を受注したことの少ない企業の方なので、あまり興味のない方々はどうでもいいやという感じで回答したのかなと思っております。逆に、3割の方は緩和したほうがいいというご意見をいただいたので、やはり今まで、私どもが1者応札になっているところで、業務実績、あるいは資格要件のところ、少し厳し目に条件をつけていたのかなというところは、今回のアンケートでもわかったところがございます。

具体的にどんな意見が来たかというのが、次の3ページになります。まず、入札参加要件を拡大したほうがいいのかといった意見をいただいた方からの個別の具体的な意見としてはここにありますが、業務内容の理解度が低いこと、及び適当な担当技術者の配置が見込めないで、今まで参加を見送っていったという意見がございました。また、公物管理の業務を経験したことのある担当技術者を雇用することが、会社としてできないという意見もありました。こういったことで、やはり担当技術者を配置するところに少し課題があるのかなということが見えてきております。また、その他の現状のままでいいという、あまりモチベーションの高くない企業のほうからは、ここにもありますが、同じような意見として出ておりますが、入札参加資格とかという問題ではなくて、そもそも、技術者が確保できないので参加ができないという話、あるいは、先ほどと一緒にですけども、入札参加したくても、経験者がいないことで手が挙げられないという意見も来ております。また、ちょっと毛色は違うんですけども、公物管理補助業務そのものが収支面からあまりもうからない、おいしい業務ではないという意見で参加しないというご意見などもいただいております。

こういった結果から、下の4ページ以降、緩和した条件を例として挙げております。例えば、河川巡視支援業務ですと、これまで現状の、右から2番目の緑の欄でございましてけれども、予定担当技術者の資格ということで技術士とか、あるいは国土交通省登録技術者資格、維持管理技術者等々の要件を付していたんですけども、今年から変更ということで、このいずれかの資格は必要とするんですけども、予定担当技術者のうち、1名以上が以下のいずれかの資格等を有する場合、別の人は資格を持っていなくてもいいということで緩和しています。これは河川維持管理技術者、河川点検士、こういったものでもいい

ということで要件を緩和したところでございます。

隣のページになりますけれども、許認可でも同様に要件の緩和をしておりますし、引き続き、6ページはダム管理支援。あるいは7ページは、道路のところで人数の割合の要件を緩和したりしてございます。こういったことで、アンケートを踏まえまして、要件の緩和措置を今年行うこととして案をつくってございます。

下のページになりますけれども、これはこれまでの実施してきた契約期間、あるいは発注ロットについても同様に、アンケートの中で伺いました。その結果、今まで、複数年契約ということで、我々も工夫をしてきたんですけれども、引き続き、こういったことがいいのではないかという意見もいただいています。ただ、何年かに一遍ですと、一回逃すと、次にとれるのが二、三年後になるので、単年度がいいのではないかという意見もあったことは事実でございます。

ロットも、今まで、そんなに大規模というよりは、2,000万とか4,000万ぐらいのものをしております。そういった意味では、このぐらいがいいというところでは、六、七割ぐらいの回答として、今、我々が発注しているロットのところが妥当だという意見をいただいておりますので、この辺もおおむね、今までのロットで発注をしていければと考えてございます。

なお、アンケート結果以外にも、同様に、公物管理補助業務を受注していない企業について、ヒアリングを担当者の方にお伺いをしております。その中での意見を簡単にご紹介しますが、まず、説明会の中で、業務の概要の説明だけで、どこが変わったということは説明がなされないの、要件とかを緩和しても、それがわからないで、手を挙げられなかったという意見をいただいております。また、これは別の観点になりますけれども、国の仕事をしたことがないと、国の業務は敷居が高いという先入観の意識があるのではないかという意見もいただいております。そのほかに、公物管理補助業務になかなか手を挙げられない理由としては、業務経験として、公物管理業務が技術者としての経験にならないというところで、とつても、なかなか技術者の育成に寄与しないというご意見もいただいております。また、普通のコンサルタント会社が行います設計業務に比べてインセンティブがないという意見もございました。これは具体的に言いますと、設計業務というのは、それを一回とると、予備設計、あるいは詳細設計ということで、次の仕事につながるビジネスチャンスがあるんですけれども、この公物管理というのは年度が終わりますと、また、同様の業務ということでルーチン的にとればいいんですけれども、とれないと、先ほど

言いました技術者のスキルアップにもつながらず、淡々とルーチンワークになってしまうところで、会社の経営的にはいかがなものかというご意見をいただいたりもしております。こういった意見を踏まえまして、これからの業務説明会では、実施要件の緩和等をしっかりと説明していきたいと思っております。

次の11ページ以降、今年の説明会での説明イメージということで載せておりますが、このようにきっちりと予定技術者の資格要件を緩和した話を記載していきたいと。それも、変わったところについては、このように赤でわかるようにして、説明会に参加された皆様にご説明していきたいと思っております。

すみません。資料5が長くなってしまいましたけれども、続いて、資料A-6をごらんいただければと思います。これは発注者支援業務等に関する意見募集、パブコメを行った結果でございます。総意見としては、80件いただいております。パブコメをされた人数としては、個人、企業を入れて13件になってございます。個人の方は、あくまでも個人の方で、また、ここに載っています会社名の方々は、大体、発注者支援業務等を受注された実績のある方々で、改善についてのご意見をいただいております。詳しくはご説明しませんが、パブコメの意味がわからないとか、少し漢字が間違っていたといったご指摘もいただいたりしておりますが、私どもとしては、意見は踏まえられますけれども、私どもの行いたいという原案で進めたいと、今、考えているところでございます。

最後、資料A-2に戻らせていただきたいと思っております。今回の発注者支援業務等の実施要項の概要一覧ということで、抜粋させていただいております。赤字のところはパブコメ前に私どもが考えていたところで、それをパブコメ後で修正したところは青になります。最初のほうで、入札参加資格のところの年号、これは年次が変わりますので、変えたところがございます。具体的に大きく変わったところは、おめくりいただきまして4ページでございますけれども、今、アンケート結果で長々とお説明させていただいたんですが、配置予定担当技術者に関する要件のところを緩和するというので、このところの大きな記載の変更をさせていただいたところでございます。また、引き続き、おめくりいただきまして、7ページも河川許認可、道路許認可等がございますが、このところも追記をして、要件の緩和を大きくさせていただいております。

最後に資料A-4、これも委員限りということでございますが、先ほどの説明会の概要について簡単にご紹介したいと思います。

これまでも行ってきておりますけれども、まず、ホームページで実施要項等は公開した

いと思っております。また、先ほど説明会という言葉を先に申しましたけれども、発注者支援業務等に関する説明会につきましては、平成24年から実施しておりますが、本年度も全国10会場で各ブロックごとに実施するときに、先ほどご説明いたしました業務概要だけではなくて、実施要件の緩和など、従前と変更したところをきっちりと丁寧に説明させていただきたいと思っております。また、発注者支援業務等の関係業団体への周知につきましても、以前のこの委員会でのご指導もいただいて、平成27年から行っておりますが、今年度につきましても、ここに書いてあります業団体等に対して説明会を実施する予定でございます。これにつきましては、例年どおり、小委員会の審議の終わった後に、私ども、地方支分部局でございます地方整備局、北海道開発局、そういったところで周知を行う予定としてございます。

すみません。長くなりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言を願いたいと思います。いかがでしょうか。

○若林専門委員 ご説明ありがとうございました。

質問なんですけれども、パブコメのほうで、①のところ、その積算技術業務等で資格未達者の比率を高めたいという意見が出ていますけれども、積算技術業務等というのは、既にもう1名は資格要件を満たしていなくても配置可能ということになっているわけですよね。

○常山室長 はい。

○若林専門委員 27年の段階で。通常、この業務というのは、複数いるときとなっているんですけれども、何人ぐらいで担当されるのでしょうか。

○堤課長補佐 発注ロットにもよるんですけれども、大体、3人か4人、多くて5人、6人です。正確ではないんですけれども、1つの業務で10名以上というのはないと認識しています。

○若林専門委員 わかりました。人数が多ければ、品質を維持するためにも割合というのはあるのかなと思ってお聞きしたんですけれども、やはり四、五名だと1名が限界というご判断だったということでしょうか。

○堤課長補佐 やはり緩和と品質をどう担保するかといったところで、今のところは、こ

の状況で様子を見させていただいている状況です。

○若林専門委員 わかりました。

○常山室長 この積算のところで間違いがありますと、そのまま発注しちゃいますと、できる成果の構造物も、もう一回壊して作り直しとかになるものですから、このところは非常に丁寧にやらなきゃいけないので、やはり積算につきましては、補助業務とはいえ、資格を持った人にきっちりチェックさせていただいて、逆に言うと、第三者にチェックしていただければ、このところは資格は要らないのかもしれませんが、この業務の中で、しっかりとチェックをしていただくという意味でも、資格を持った方にある程度いていただく必要性はあると思っております。

○若林専門委員 第三者にチェックをしてもらうということは、可能なのでしょうか。

○常山室長 例えば、別にそういう業務をつくってやれば、見ていただくということであり得るんですけども、そうすると、その業務のためお金もかかりますので、それよりは資格を持っている方を1名なり、複数名いていただいて、この補助業務の中で、ちゃんと成果の品質をもっていただくほうがB/Cという意味でも効率的ですので、今はそういう対応をさせていただいているところでございます。

○若林専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○石堂主査 はい。

○早津専門委員 資料A-6の意見募集のところでちょっと教えていただきたいんですけども、ナンバー3のところで、資格と担当技術者の雇用の困難性というのが、ご説明の中で何度か出ていたかと思うんですけども、それにかかわる意見が出ているところの3なんですけれども、経験の緩和がなされて、経験が浅い技術者も配置可能となったんですけども、点数が経験によって配分されているので、結局、経験の浅い技術者を配置することが難しいという意見に対しての考え方としては、実績の有無による差別化という回答があるんですけども、一方、ここと同じものの5番では、意見に対してこちらの考え方としては、過度な評価項目の設定で新規参入の妨げとなるおそれがあるという考えも出ていて、この新規参入を妨げるおそれがあるという見解を、今回の3で用いないことの合理性というのが、私のほうでいま一つ理解できていないので、教えていただければと思うんですけども。

○常山室長 まず、5のほうは、CPDということで、技術者がいろいろな研修とか経験を積みますと、ポイント的にためて、その人がどのぐらい技術的に研さんを積んだのかと



いう仕組みが今あるんですけれども、このポイントを持っていたら評価してくださいという事をご意見としていただいています。我々の意見としては、そういったものがもし必須というか、それがプラスになるとなりますと、みんなそれをとりに行かなきゃいけないと。そうすると、それを持っている人が有利になりますので、今、現状でそういったことは評価していないんですが、評価すると、逆に、そうでなくても1者入札が多くて、競争を広げていかなきゃいけないという中で、逆に、評価項目をつくって、そういった人がいないと高得点がとれなくて、受注できないという方向に行ってしまうものですから、今回は、そういったことはしませんという答えをさせていただいております。

ただ、例えば、橋梁の詳細設計とか、非常に品質を求めなきゃいけない高度な技術力を有するような業務ではこういったものもやっているものですから、おそらくこの意見をされた方は、そういったところでの技術力を非常に持っている方々ですと、こういったことが有利になるので、有利な方向になるよなという意見だと思うんですけれども、今回のこの発注者支援業務では逆のベクトルに行くので、ご遠慮させていただくという回答をさせていただいています。

3のほうは、おそらく、このおっしゃっている意味は、結局、今までの経験の深い方、実績のある方のポイントというのはやっぱり高得点で見るとは思いますが、それが何人もいますと、結局、そちらのほうで点数をとりにいこうとすると、新人さんとかは全く経験がないので、その人の点数を何人かで割り算をするものですから、そうすると、若い人を入れたくても、業務をとりにいこうとすると、ベテランのほうを優先してしまって、若い人をメンバーに入れられないという状況があることをご指摘いただいているんですが、ここについては、私どもとしては、資格を有さなくても入れていいですよということではありますので、今までは、全ての人の点数とかということではやっていたんですけれども、今回、発注者支援業務では、平均点で見るということにしていますので、Aさん、Bさん、Cさんで、Cさんがゼロ点ですと、普通だと、この点数とこの点数で3で割りますので、低くなってしまいますよね。それを皆さんの点数の平均にしますので、ゼロ点の人がいても、2人の分で見るという形になりますので、若い人が入りやすいという形をとっていますので、そういった意味では、今、かなりマニアック回答になってしまいましたけれども、そんなことで、若い人も入れるような取り組みはしております。

○早津専門委員 競争性確保のために入ってもらいたいということで、結局、経験者が不足しているというのがあちこちに出てくるので、それが大きな課題なのかなと思うんです

けれども、そうすると、結局、そこをクリアするために要件を緩和したと。若年で経験の浅い人を入れてもいいですよとしたんだとしたら、緩和しても、基準を満たすからこそ緩和したんだという理屈になると思うんですね。緩和して、経験がない人がそこに入ったとしても、全体として全く支障がないからこそ緩和したのにもかかわらず、高い人をそこに入れたら高得点になるというのは、やっぱりどこか矛盾しているというか、そこを緩和した意味がなくなってしまうのではないかという意見に、何となく合理性があるように私はとれたんですけれども。

○若林専門委員 すみません。先ほどおっしゃったところを聞き逃したかもしれないので、もう一回確認してもよろしいですか。

○常山室長 はい。

○若林専門委員 3人いらしてゼロ点の方が1人いらっしゃるときに、残りの点数、2人分の点数を足して2で割るんですか、3で割るんですか。

○常山室長 すみません。ちょっと詳しい人間のほうで。

○堤課長補佐 例えば、得点が5、4、ゼロだったら、3人いますよね。合計すると9点になって、3で割って3点といった考え方でやっていますので、おっしゃっているように平均で出しています。

○若林専門委員 だとすると、やっぱり今のお話のように、低い人を入れると、結局、点が低くなるので、経験のない人は可能とは言いつつ、結局、その分不利になるということですよ。

○堤課長補佐 3番のほうですね。

○若林専門委員 そうですね。

○石堂主査 ここはどうなんですかね。やっぱり若い人を入れれば不利にはなるけれども、国交省の立場としては、一定のレベルを確保したいからそれは仕方がないんだということになるんですか。

○常山室長 そういうところはあるんですけれども、片や、今、まさに技術者が足りなくなっている中で、若い皆さんに活躍していただくということで、この発注者支援業務ではやっていないんですが、今、言った若い人を入れたときに、若い人とベテランで、ベテランの人の点数でこの人を管理技術者にするとかという取り組みはしているんですけれども、この業務では、そこまでまだ至っていないところはあります。

○石堂主査 だから、今、委員のほうから出た疑問に対しては、国交省のほうもそれを克

服する方策も考えてはいるんだと。

○常山室長 そうですね。検討はしていきなさいいけないと思っていますし。

○石堂主査 ここではちょっとまだやっていないけれどもという感じで。

○常山室長 8人いたときに、8人どうするんだと先ほど人数の話もありましたけれども、大体、通常のコンサルタント業務ですと、3人ぐらいが技術者なものですから、今、言った平均とかでもいいんですけれども、今回みたいに、8人とか5人とかとなっていきますと、どこで点数をとるんだというのが出てくるものですから、その技術者の評価について、これを持ち帰って、来年までにきっちりと整理をしていきたいと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

では、私のほうから。全体として、まだ過半が1者応札という問題があって、1者応札のときに入札説明会をやっておられると。そうすると、説明会にもやっぱり1者しか来ない。あるいは、入札説明の書類をとりに来たのも実は1者だという、ほんとうに1者しか関心を示してくれないようなケースというのはどのくらいなんですか。というのは、そういうものがあると、要件を緩和しても何をして、その1者が有利になるだけで、あまり意味がない感じもするんですね。

○堤課長補佐 今回、直接ヒアリングをさせていただいて、公物管理について業務を全くとっていない者にアンケートをしたんですけれども、やはりダウンロードといいますか、入札の要項は入手しているところはあって。

○石堂主査 結構、あるんですか。

○堤課長補佐 あるんです。ただ、手を挙げるところが1者しかないといったことになっていまして、全く入手もしていない者もありましたし、入手したんだけど、手を挙げていないという者がありましたので、全く関心がないわけではないといったところなので、今回、実施要項の緩和の従前と変わったところをきっちり説明して、説明会をしていこうといったことで、案をつくっているところです。

○石堂主査 なるほど。

あと、寄せられた意見の中で、入札スケジュールの前倒しをしてほしいというのがあったけれども、今回は変えなかったと聞いているんですけれども、これは年間業務スケジュールの中で、今以上に前倒しすることは難しいという判断だったろうとは思いますが、実際のところは、ぎりぎり何がネックで、もうこれ以上の前倒しは無理だということになったのか。意外と前倒しできるのではないかという気がするんですけれども。

○堤課長補佐 実は、当然、我々も前倒しして、早く来年、受ける業者さんを決めたいと  
というのはやまやまなんですけれども、手続上、公告して、応募があつて、それから、一  
応何日以内にとりなさい、見積もり期間と決まっているんですけれども、それもかなり詰  
めてやっています。我々も、当然、作業は出るんですけれども、業者さんも見積もりとか  
提案書を書くのに時間がありますので、そこは業者さんに過度の負担にならないように短  
縮して、我々も短縮して何とかやっています、ちょっとこれ以上は難しいというのが現  
状でございます。

○石堂主査 そうすると、今後も継続的に考えていきますよと言っても、もうあまり期待  
はできないという感じ。

○堤課長補佐 そうですね。大胆に削るというのは無理ですけれども、そこは手続上の検  
討はしているところなんですけれども、今の現状ではちょっと難しい状況です。

○石堂主査 わかりました。あと、案件全体としては、建設弘済会の関連のところからの  
移行が大体済んだら、その時点で集約してという話になっていたかと思うんですけれども、  
これは時期的にはいつごろになりそうですか。

○常山室長 今、東北だけが震災の復興でまだ継続的に対応をしているものですから、ま  
だ譲渡はきっちりできていないんですけれども、32年で復興が一段落しますので、そこ  
のところまで一区切りがつくとは考えています。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございま  
すか。

○事務局 特にありません。

○石堂主査 それでは、先ほど人数の平均の話がちょっとありましたけれども、あれは今  
後に向けて、また継続的に検討していただくということで、今回の本実施要項（案）につ  
きましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、今後の実施要項（案）  
の取り扱いや監理委員会の報告資料については、主査である私に一任していただきたいと  
思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、ありがとうございました。今後、実施要項（案）の内容等について何か疑義  
が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換させていただきますの  
で、よろしく願いいたします。また、各委員の先生方におかれましては、さらなる質問

や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せいただくようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○常山室長 ありがとうございました。

(国土交通省退室・国土交通省入室)

○石堂主査 それでは、続いて、国土交通省の港湾、空港における発注者支援業務の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、国土交通省港湾局技術企画課建設企画室、魚谷室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○魚谷室長 それでは、私からまず、資料B-4でございますけれども、港湾、空港における発注者支援業務のアンケート結果と今後の対応について、ご説明させていただきたいと思います。

今回、港湾、空港における発注者支援業務につきまして、民間企業の参入を促進し、さらなる競争力の向上を図り、また、課題・問題点を把握して、今後の方向性を検討するという事で、アンケートを実施いたしました。対象となります企業につきましては、昨年度にアンケートの対象といたしました港湾建設コンサルタント系企業71社のほかに、平成29年度4月期の契約案件につきまして、入札説明書をダウンロードされた会社を対象にいたしました、計83社に対しまして、平成29年8月30日から9月14日までの間、私どもから郵送にてアンケート票を送付いたしまして、ファクスまたはメールにてご回答いただいております。回収状況ですけれども、配付社83社のうち63社から、ですから、回収率76%でご回答いただいているところでございます。

ページをめくっていただきまして、アンケート調査の結果でございますけれども、最初に、会社につきまして、最近の状況についてはいかがかということで、業務量、受注量が増加しているか否か、また、受注業務において技術者の確保に苦慮されているかどうかということ聞いております。これにつきましては、業務の受注量の増加というのを答えた方は4割程度ですが、受注業務において技術者の確保に苦慮されている方が非常に多いという状況でございます。

次に、発注者支援業務への関心につきましては、今回、アンケートさせていただいた方のうち半数程度の方が関心を持っていらっしゃるという状況でございます。

アンケート調査の結果、参加に至らなかった理由、または参加を阻害していると考えら

れる要因についてアンケートしております。1つ目の赤囲いしているところでございますけれども、1つは業務内容が社の専門分野、得意分野ではなかったという回答をされている方が4割程度いらっしゃいました。2つ目の利益率が低いという考えの方は4分の1程度、営業拠点エリアに業務従事場所が見当たらないということが1割程度ということで、少ない状況でございました。

その次に、技術者関係について聞いておりますけれども、回答として該当するというものが多かったのは、最初に⑥から⑨ですけれども、適切な技術者が社に在籍していない、あとは、必要な技術者を確保するには時間が足りない、業務の性質上、業務専属となって、技術者が拘束される、業務量の変動に合わせた人員が確保できないといった技術者の確保、それから、これに関連すると思われましてけれども、④の継続的に受注できるか不安という、こちらが該当すると答えられた方が多くございました。

その次に、発注規模に関する関連の質問ですけれども、⑩で発注ロットが大きく必要な人員が確保できなかったかどうかと聞いていることに関しましては、4分の1程度、また、⑪発注ロットが小さくて採算性が確保できなかったというところについては1割程度ですので、発注規模については、大きな問題はないのかなと考えているところでございます。

ページをめくっていただきまして、アンケート結果が続きますけれども、次に入札参加要件ですが、⑬、⑭で、企業の業務実績要件が厳しい、管理技術者の業務実績要件が厳しいと答えられた方が3割程度いらっしゃいました。それに対して資格要件につきましては、管理技術者、それから担当技術者とも2割弱ですので、そんなに多くないような状況でございます。

次に、総合評価の関係でございますけれども、顕著なものとしましては、⑲の担当技術者の業務実績に関する加点が得られないということが、半分程度の方がお答えされております。ほかの管理技術者の業務実績に関する加点、地域精通度といったところについては4割程度、評価点のウエイトが重視されているため厳しいといった答えは、3割程度の方がそれに該当すると答えております。

以上のようなものが、アンケートの選択肢で答えていただくものがございます。

その次に、下の5ページにもありますけれども、アンケート調査の中で、入札緩和要件に関する意見・参入拡大に向けた意見について自由記載でお答えいただいております。主なものをここに抜粋して書いておりますけれども、顕著なものとしましては、まず②ですけれども、管理技術者の業務要件について、道路・河川・公園工事といったほかのものを

同種・類似に含めてもらえると入札要件の緩和になるというご意見がございました。これに対しまして、③と④ですけれども、逆に今の入札要件の見直しで十分に緩和されていて、これ以上になるとさらに品質低下を招くおそれがあるというご意見、それから、要件を緩めると、継続的に受注できるか不安になるので、利益率も低いこともあって、参加の阻害要件になりかねないといった反対のご意見もございました。また⑥ですけれども、実績が少ないことに加えて、技術者の確保が困難だという面から参加が厳しいというご意見がございました。それから、⑦の担当技術者の複数配置に関して、人員の確保に時間を要するので、1名は資格なしでよいのではないかという意見がございました。ただ、これにつきましては、後ほど申し上げますが、既に参加要件で緩和されているものでございます。

次のページに行きますけれども、アンケート結果のまとめでございすけれども、今ご説明いたしました内容をまとめましたけれども、1つは、受注業務における技術者の確保には、各社で苦慮されているような状況かと思えます。対して発注規模については、大きな問題はないものかと考えております。それから、発注者支援業務の継続的な受注とか業務量の変動といった面から、安定的な雇用、技術者の確保が困難で、入札参加ができないと判断しているという状況があるかと思われます。それから、管理技術者の業務実績要件が厳しいという意見がある一方で、要件緩和によって業務の品質確保、それから、今後の継続的な受注に不安があるといったご意見がございました。それと、地域精通度については昨年緩和いたしましたけれども、これについて加点が得られていないという意見が引き続きございす。それから、⑦で担当技術者の複数配置の際の1名は資格なしでよいという議論がございましたが、これは先ほど申し上げたとおり、既に要件を緩和しているところでございす。

以上のアンケート結果を踏まえた今後の対応が7ページでございす。29年度の発注分から既に管理技術者の資格要件の緩和を実施しております。下の表にございすますが、28年度と比較していただきますと、民間企業の受注割合は、少しですけれども増加しております。また、右の表になりますけれども、1者応札の割合も減少しておりますので、今年度からやっております緩和等により競争性の改善には一定の効果が見られているのかなと考えているところです。

また、アンケート結果から、業務の実績要件が厳しいという意見がございすけれども、一方で、品質に影響があるのでないかというご意見もいただいておりますので、品質を確保するためには、現在の要件をこれ以上緩和することはなかなか難しいのかなと考えてい

るところです。他方、既に要件緩和されている項目に関しまして、同じような要件緩和の要望があったということから、私どもがやっています要件の緩和が十分に周知されていない状況があるのかなということが考えられます。ですので、これまでやってまいりました要件緩和の内容について、まとめた資料を関係団体に配布するとか、事業者に対して業務の説明とかいったことを、一層の周知徹底を図っていくことを進めてまいりたいと考えております。

これ以降の資料は参考で、これまでの入札参加要件の見直しの推移でございますとか、具体的にどういったことをやってきたかという資料がついております。

私からのご説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

これは、今のご説明の最後のほうで、28年度と比べると1者応札の割合が減少したというのがあるのですが、契約状況の推移の表を見ると、28年度の全件数が123件と、何か例年に比べて結構数が多かったのですか。それで、29年度契約が78件ということで、随分件数が違うのですね。

○魚谷室長 はい。

○石堂主査 それで何が言いたいかということ、実は確かに差があったけれども、件数で見ると28年度の件数が多かったというのは、何か特殊要因なのですか。

それで、SCOPE以外の民間の率が上がったというのも、件数の増減と関係しているのか、件数でいうと、民間は28年度が39件で、29年度は29件で件数では減っているんですよ。

これは、ここで実は聞こうと思っただけなんですけれども、要するにSCOPEをめぐる情勢という感じでいくと、SCOPEの存在というのが常に議論になるんですけれども、民間が落としているところもちろんあるというときに、例えば地域別に見るとか、あるいは事業規模別に見るとか、いろんな分析の中で、依然としてSCOPEが強過ぎると思われるのと、民間が結構伸びてきているというところがあるのか、それをちょっと聞きたかったのですが、その前提として件数のところで気になったものですから。

○魚谷室長 件数が前年度に比べて減っているところなんですけれども、ここはまだ想像になりますけれども、2カ年国債で順次やっているもので、もともと発注件数自体が奇数年度が



少し案件が少なく、偶数年度が多いという傾向があるのかもしれないです。

○石堂主査 そうですか。

○魚谷室長 そこは、少し分析させていただかないと明確なことを言えないですけども、そういった可能性はあるかと思えます。それが1者応札の割合に影響しているかどうか、細かく見てみないと、この場では申しわけないですけど、答え切れません。

○石堂主査 いや、それで後段で申し上げたように、SCOPEが強い部分と、意外と民間が頑張っている部分というのが、特徴的な何かがあるのかというところは分析されていますか。

○魚谷室長 夏にご説明させていただいたときに、九州では複数者応札が多いというのがありましたけれども、そこも具体的になぜそれが九州だけが多いのかというのは、そこまではわかっていません。

○石堂主査 ただ、SCOPEを今後どう考えていったらいいのかとか、あるいは1者応札をどう駆逐したらいいのかというときに、そのところを分析させていただかないと、それに対する的確な対応というのがなかなか出てこないような気がするんですよね。よろしくお願ひしたいと思えます。

○魚谷室長 来年度の発注状況については、今年度もそうですけれども、今おっしゃったように、もう少し細か目に、地域ごととかいった分析をさせていただきたいと思えます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

はい。

○若林専門委員 先ほどのアンケート調査で、業務量の変動に合わせた人員の確保ができないという回答があったんですけども、これは季節によって必要な人数が変わってくるということですよ。どのぐらいの幅があるのでしょうか。

質問の趣旨は、もしかなり幅があるのであれば、資格を満たさない者を1名とフィックスしているということの合理性はどうなのかなと思えましたので、ご質問させていただきました。

○魚谷室長 すいません、ちょっとお待ちください。正確な数字でどれぐらい変わるかということをお場で即座に答えられなくて申しわけないんですけども、例えば2人ぐらいの業務量があるということだとすると、倍半分ぐらいに変動する可能性はあると思えます。結局年度を通して業務がありますので、例えば工事がある時期と、それから、工事が無い時期というのは、当然変動しますので、そうすると、工事の本数だけで考

えても、倍半分ぐらいになる可能性はあると思います。

○若林専門委員 そうすると、マックスで4人分ぐらいということになるのですか。2人で4人分ぐらいの。

○魚谷室長 1人か2人という感じだと思います。

○若林専門委員 そうですか。そうすると、そのうちの1人というのは、譲れない線だということですね。

○魚谷室長 はい。

○若林専門委員 すいません、あと、もう一つなんですけれども、同じくアンケートの結果、ページで言うと5ページ目の要件を見直さなくていいという回答、③と④なんですけれども、これはどのぐらいの数の回答というんでしょうか、どのぐらいの社からこういう回答があったのかということをお聞きしたいんですけれども。

○魚谷室長 3社です。

○若林専門委員 いずれも落札実績のないところということではよろしいでしょうか。

○魚谷室長 いえ、落札実績がないところではないです。2社が落札実績があるところで、1社が落札実績がないところなんです。

○若林専門委員 やはり緩和はもうこれ以上難しいというご判断だったということですか。

○魚谷室長 それは私どもの判断ですか。

○若林専門委員 そうです。

○魚谷室長 私どもの判断としては、業務の品質を確保する観点からは、これ以上は難しいと思っています。

○若林専門委員 わかりました。

○石堂主査 はい。

○早津専門委員 ちょっと単純にわからないので教えてほしいんですけれども、アンケートの中の②で、管理技術者の業務要件について、道路・河川・公園工事の発注者支援業務も同種・類似業務に含めてもらえると入札が可能になるという意見が出ているんですけれども、これはそもそも港湾、航空と、道路・河川工事は同種じゃないんだというご判断をされているから、同種には含めていないんだと思うんですけど、これは港湾と航空というのはかぶるんですか。一緒くたなんですか。それとも港湾というのは港湾で、航空は航空で別、同じなんですか。1社がやるときに、港湾もやって航空もやるという。

○魚谷室長 港湾もやって航空もやるという事例はほとんどないと思います。

○早津専門委員 やはり別なんですよ。

○魚谷室長 はい。例えば羽田空港であれば羽田空港の案件が出ています。

○早津専門委員 そうですよ。何となくこれを見ていたときに、私も何か道路・河川工事をやっている人が、空港をやりたいとはあまり思えなくて、そうすると、何となく川関係というんですか、水関係の工事をやっているから、じゃ、自分たちが要件緩和されれば、港湾のほうに行けるのかなという判断をされたのかなと思ってこれを読んだんですけど、ここが何で分離されていないのかなと。

○魚谷室長 どこでしょうか。

○早津専門委員 河川の人たちが空港には入れなくても、港湾にも入れないというのは、技術的な側面としての理解が素人的にはできないんですけど、こちらの方々はいけると思っているから入札が可能と書いていらっしゃるのかなとお見受けするので、それでも無理なんですという特殊性がどこにあるのかなというのを教えていただければ。

○魚谷室長 そこは従来からご説明させていただいているんですけども、港湾の工事は、海象条件の中で作業船という船を使ってやる工事が主なんです。河川というのは、どちらかという、そういう船が使われて工事をされているのではないですよ。そこで技術的には全く異なっていると我々は思っています。例えば海の中で防波堤をつくるとかは、全然河川と関係のない工事ですので。

○早津専門委員 これは工事内容として、例えば船を使ってやるんですよというの、仕様書を読めばわかるようになっているということなんですかね。

○魚谷室長 この発注者支援業務の仕様書を見ている限りだと、そこはわからないと思います。そこに船を使うとか何とかと書いているわけではないですから。

○早津専門委員 そうすると、何となく仕様書を見た人が自分たちもできるとしてしまっているのが、実はできないですよと多分そちらのほうでは思っているんですけども、少なくともこの意見を書いている人たちは、それがわからないという情報が共有化されていないのかなと気がするんですけども。

○魚谷室長 わかりました。仕様書というよりも、入札説明資料とかにそういったことを入れていくことを検討してよろしいんですかね。確認ですけども、修正とか、今のこの段階からそれやってよろしいんですか。

○事務局 実施要項の。

○魚谷室長 実施要項の修正。

○事務局 仕様書ですか。

○魚谷室長 修正するのであれば、入札説明書になると思うんですけど。

○事務局 入札説明書ですか。説明書については特に。

○魚谷室長 修正しても大丈夫ですか。

○事務局 説明書については、こちらに事前にいただいているはずですが。

○魚谷室長 わかりました。その点は、入札説明書であるとか、あとは業者への説明とか、そういった際に明示的に書いていくようにさせていただきたいと思います。

○石堂主査 広く背景になる情報を提供することをとめるものはおそらくないと思いますので、そういうところで誤解が生じているんだとしたら、それはそちらのほうで手当てしていただくという、そんな感じかと思うんですね。

ほかいかがでしょうか。これは結局、先ほどもちょっと触れましたように、SCOPEの存在、中長期的にはそこに絞られてくると思うんですけども、今の説明にもちょっとありましたけど、港湾の工事というのは特殊だという中で、みんな技術者がいない。そうすると、ある意味では、SCOPEというところに技術者がいわば囲い込まれていて、そこが強いという実態があるんだと思うんですね。そのときに、国交省さんの見方として、SCOPEというのは一般財団ですから、いわば民間の存在であると。それで、財団と、いわゆる株式会社といった民間育ちのものと何ら区別する理由はないし、どちらかがもつと育てばいいとか、ここがこれだけのパーセンテージを占めていたらまずいとかいう発想というのは、基本的にないんだと考えていいんですか。

○魚谷室長 1つは、もちろん競争性が高まることはいいことだと思っています。ただ、今ご指摘があったとおり、一般法人化されてしまった財団については、我々は監督権限がございませんので、そういう意味では、そこは一民間会社の1つだと捉えざるを得ないと思っています。ただ、繰り返しになりますが、競争性を高めるということは必要なことだと思っています。

○石堂主査 だからといって、財団の存在をだんだん縮小する要因とか、そういう力を加える発想は全くないということですよ。

○魚谷室長 そうですね。そこは以前からご議論になっていますけれども、我々としてももう所管関係がないので、それを求めていくことはできません。

○石堂主査 いや、私もその辺の可否を言うつもりはないんですけども、今の1つ前の案件のときに、いわゆる建設弘済会を結局はいわば壊してしまうといいますか、同じ国交

省の中でそういうのもあったわけなんですよね。ですから、どうしてもそういう中で見ちゃうと、何かいつまでたってもSCOPE頑張ってるねという感じに見えるものですから、そこは国交省の中での2つ考え方がそれぞれの局なら局で違いがあるという捉え方なのかなと思いますけど。

○魚谷室長 そうですね。そこは公益法人改革のときのいろいろな問題の背景の結果、起こっている違いだと思っています。

○石堂主査 SCOPEという存在が今のよう形であることが、全体の競争を阻害しているという状況と捉えたら、その先に何かあるかもしれないという感じですかね。

○魚谷室長 そうですね。それは受発注者の間でできる範囲のことで、何かとれる対応をとるということはあると思います。

○石堂主査 そういうことですね。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等について何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室・海上・港湾・航空技術研究所入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の情報処理システム運用管理業務の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設課、磯上課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

います。よろしくお願いいたします。

○磯上課長 港湾空港技術研究所の施設課、磯上と申します。今回、ご審議いただく案件については現在契約手続中でして、現契約の実施要領とあまり変わっていないように思われるかもしれませんが、担当といたしましては、いろいろ努力したつもりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

それでは、施設課の佐々木補佐から説明させていただきます。

○佐々木課長補佐 では、資料を説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の最後のところに契約状況等の推移があるかと思いますが、こちらをご覧くださいければと思います。情報処理システムの運用管理業務につきましては、平成25年4月から民間競争入札の案件ということになりまして、現契約は2回目ということで、今回ご審議いただくものが3回目の案件となります。

今回、見直した点でございますけれども、1点目としましては、ピンク色のところに書かれております入札スケジュールというところになりますけれども、今まで2回とも入札説明会の実施は行っておりませんでした。今度の案件につきましては、入札説明会を実施する方向で検討を行いました。

2点目としましては、民間参入促進のところでございますけれども、こちらは2項目ございまして、ディスインセンティブ項目の削除ということで、今、減額措置が盛り込まれておりますが、こちらの減額措置を今回のご審議いただく案件では削除するようにいたしました。もう一点としましては、実施要領の配付方法の見直しということで、現契約のほうでは、直接研究所へ取りに来ていただいた方にだけお渡しするような形でしたが、今度はメール等で所在を確認させていただいた後に、メール等で入札説明書等を配布できるようにしたいと考えてございます。

その他としましては、実施要項に基づきまして、説明させていただきたいと思います。では、表紙を1枚めくっていただきまして、実施要項（案）のところでございますが、今回、見直し箇所につきましてはいつまでもお知らせしたいと思います。

実施要項（案）の3ページ目でございますが、2ページ目、3ページ目で業務内容を記載させていただいております。基本的には現契約と同じような形ではございますが、以前ご指摘のありました3ページ目の⑩で見え消しになっているところがございますが、関係機関との連携業務に関する運用支援というところが中段にございますけれども、今回、実

績がなかったということで削除いたしております。それに伴いまして、システム安定稼働に伴う運用支援ということで、通信回線とか、システムの開発業者等が作業する項目について、こちらの運用管理業務の技術者にも協力をいただき、作業の支援をいただきたいということで、今回追加させていただいております。

次に4ページ目でございますが、3ページ目、4ページ目のほうに引き継ぎのことを書かせていただいておりますが、引き継ぎの対応の内容につきまして、明確化させていただいております。受注者への引き継ぎにつきましては、現行の受注者については、運用管理業務の対応時間内ということを確認いたしまして、通常業務に支障がないようにしなさいという形を追加してございます。

同4ページ目でございますが、確保されるべき対象業務の質につきましては、現行通りとしたいと考えております。

5ページ目でございますが、一番下に減額措置ということで、先ほどお話しさせていただきましたディスインセンティブの項目につきましては、削除という形にさせていただきたいと思っております。5ページ目、6ページ目でございます。

先ほどもお話しさせていただきました7ページのところで、入札手続のスケジュールを上段に書かせていただいておりますけれども、こちらにウということで、入札説明会の実施時期を明記させていただいております。

仕様書になりますけれども、6ページですが、前回の事業評価で、管理技術者の業務の内容を明確にというご指導いただいておりますので、管理技術者のやるべき業務につきましては、明確に入れております。例えば打ち合わせについては管理技術者が行うとか、作業報告、業務実施の把握、あと、必要なマニュアル類の整備という形で記載させていただいて、仕様書の5ページ目、6ページ目で赤書きさせていただいております。

以上が、今回見直しをさせていただきましたところになります。そのほかに今回、システムの入替えということで、サーバのリプレースがございますので、それに合わせまして、次期の管理対象機器で仕様書を記載させていただいております。内容としてはほぼ変わりはないところでありますが、使われるOSの見直しを行った形になります。

簡単ではありますが、以上となります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

私のほうから、これは過去の契約状況等のやつで、ずっと日本電気ということなんですか。けれども、これはシステムを構築したのも日本電気なんですか。

○佐々木課長補佐 システムを構築したのは、違う業者ではありますけれども、実際作業されているのは日本電気のようです。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○大山専門委員 すいません、3ページ目のところのウの受注業務の引き継ぎなんですけど、もともと結構金額的にもいろんな面から見て、ぎりぎりまで来ているかなと思わないでもないんですけど、まずこの点についてお聞きしたいのは、(ア)の最後のところに、「事務引継ぎに必要となる経費は、受注者の負担となる」と書いてあるんですけども、その上に、「現行受注者又は当研究所から業務引継ぎを受けるものとする」となっていて、これは両方からではなくて、どちらか一方という意味でなるのかもしれないんですけど、そこがわからなかったのと、それぞれ役割が本来違うんじゃないかということも心配していて、これだと、次に応札しようとする人は、そのときにかかる費用は誰持ちなんだというのが、要するにそここのところがわかりにくいなと。一方、次のページを見ると、上から4行目、「運用管理業務の対応時間内とするが」と書いてあって、この「するが」という意味は、費用は自分持ちですよ、相手から持ってもらってはいけませんよと言っているとは思いますが、いま一つすっきり、だから、そうなる自分次は費用はもらわないでやるけど、今回、応札しようすると、今の現行業者からはひょっとすると要求されてもいいという意味に、その辺がちょっと気持ち悪いといえますか、これでどれぐらいきくかはわからないんですけども、努力しようとするところがあるのかなと。

それからもう一つ、さらに競争性を上げるか、上がるかどうかは結果として十分予測はし切れないんですけども、可能性を追っかけるといえるのであれば、応札というか、業務をやる資格の要件、組織としての話はI SMSとかいろいろ書いてあるんですけど、技術者としての資格の話というのはどうお考えかというのがあって、そこは、どっちに転ぶかはわからないですよ。書くことがいいことなのか、悪いことか読めないですけども、その辺どうお考えかということと、後のほうは質問です。前のほうは、できればそここのところを明らかにしていただけたらよろしいんじゃないかなというお願いです。

○佐々木課長補佐 ありがとうございます。ご指摘のとおりかと思えます。確かに現行受注者または当研究所からということは、当然担当職員のほうからというお話かと思えます



ので、そうしますと、曖昧な表現になるかと思しますので、現行受注者という形で統一させていただきたいと思っております。基本的にはこういったものの相談につきましては、監督職員である研究所の職員がやりますけれども、引き継ぎ行為につきましては、現行受注者から次期の受注者という形に文言を統一させていただきたいと思っております。

○大山専門委員 その費用、その費用はどちらかは書いておいたほうがいいかもしれない。

○佐々木課長補佐 費用につきましては、そうですね。

○大山専門委員 今の契約でどうなっているかで決まっちゃっているはずなんですよ。

○佐々木課長補佐 はい。今の契約ですと、引き継ぎに関しては、現行契約の業者が引き継ぎに要する費用は見ていただくような形にはなろうかと思っております。

次期の運用管理の業務の受注者につきましては、当然ながら契約前に人を派遣することになろうかと思しますので、そのときにかかる費用につきまして、次期の負担だと思いません。

○大山専門委員 それは、多分受注する側は、もし変われば、受注した側はそのことについてあまり異論はないと思うんだけど、相手方に要求されるということがあり得るので、それについてちょっと不安がありますということ。

○佐々木課長補佐 わかりました。そのようにいたします。

資格要件につきましては、技術者につきましては、特に要件は持っていませんでしたので、こちらもう一度検討させていただきたいと思っております。

○石堂主査 よろしいですか。

○大山専門委員 はい。

○石堂主査 今のところは3ページのウの(ア)のところ、「又は当研究所」というところを取ると。

○佐々木課長補佐 はい。

○石堂主査 下から5行目ですか、「現行受注者又は当研究所から業務引継ぎを受けるものとする」というところも当然修正になるという理解でいいですね。

○佐々木課長補佐 はい。下から5行目の、そうですね。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。特にございませんか。あまり内容の変更もないようですし。

それでは、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か

ございますか。特にないですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、先ほど若干の修正等ございましたので、その辺を確認の上、事務局を通じて各委員が確認した後に、手続を進めるようお願いしたいと思います。

また、各委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（海上・港湾・航空技術研究所退室）

○石堂主査 それでは、事務局、お願いします。

○事務局 その他ということで、事務局からご報告させていただきます。案件は市場化テスト実施中の事業に係る契約変更の案件になります。お手元に委員限りとしてお配りした資料をご覧ください。

対象の事業は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の情報基盤サービス業務になります。本調達は平成27年4月1日から平成32年10月31日の間の事業であり、当初契約額は28億2,420万円という事業規模になります。今般、本機構よりテレワーク導入に伴う環境整備にあたり、対応するPC端末を新たに40台調達するとともに、テレワークに対応するために情報システムに機能を追加するという仕様の変更、そして、情報セキュリティ強化のため、メールシステムへの機能追加として、メール作成時に件名の欄に「機密性」の文字が自動作成される機能を盛り込むという仕様の変更をそれぞれ実施したいということで相談がございましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。特段のご質問、ご意見がないようでしたら、異存なしということで、小委員会です承したという形をとりたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

— 了 —